

燕市総合型スポーツクラブ会員会則

(名称)

第1条

1. 本クラブは、「燕市総合型スポーツクラブ」（以下「クラブ」という。）と称する。
2. クラブは、燕・吉田・分水地区の3クラブ（以下「各クラブ」という。）で構成し、クラブの愛称を各々「スポろ〜れ燕」「スポーピアよしだ」「クラブスポーツバイキングぶんすい」と称する。

(目的)

第2条

クラブは、一般財団法人燕市スポーツ協会（以下「当協会」という。）のスポーツ振興事業の担い手として、燕市及びその周辺に在住する子どもから高齢者までのすべての住民のスポーツ活動を奨励し、「いつでも どこでも だれとでも いつまでも」を合言葉に、会員の健康保持増進を図るとともに、地域に根ざしたスポーツ環境づくり、及び“ひとづくり・まちづくり”に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条

クラブの管理運営は当協会のスポーツ振興事業部が行い、各クラブの活動拠点を燕・吉田・分水地区の主要施設内におく。

(入会資格)

第4条

- クラブに入会しようとするものは次の要件を備えているものとする。
- (1) クラブの目的に賛同し、指導者、他の参加者、及び事務局と、クラブ、地域、スポーツの活性化に寄与するものであること。
 - (2) 本会に定める会則を遵守するものであること。
 - (3) クラブの事業に参加するにあたり、クラブスタッフ及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従うものであること。
 - (4) 暴力団関係者でないこと。

(入会手続き)

第5条

1. クラブには、所定の手続きを経て入会するものとする。
2. 未成年の方が入会する場合、親権者の同意を得た上で、所定の手続きを経て入会するものとする。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとする。

(会費)

第6条

1. 会費の種類、金額は次の通りとする。
 - (1) 個人会員
高校生以上 64 歳未満 8,000円/年
中学生以下及び 65 歳以上 6,000円/年

ただし、入会日より次のとおり金額が異なる

入会日	年会費	
	高校生以上 64 歳未満	中学生以下及び 65 歳以上
4月1日～6月30日	8,000円	6,000円
7月1日～9月30日	6,000円	4,500円
10月1日～12月31日	4,000円	3,000円
1月1日～3月31日	2,000円	1,500円

- (2) 登録団体会員 ※別紙に準ずる
2. 会費の徴収は振替とする。
3. 会費とは別に、事業に応じて別途参加費及び活動費を徴収することができる。
4. 個人会員が登録団体活動に参加する場合は(2)に変更しなければならない。

(会費の不返還)

第7条

一旦納入した会費等は返還しないものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(会員以外の利用)

第8条

クラブの事業に会員以外の方が参加する場合は、別に定める参加費を支払うものとし、この場合、参加する人にも本会則を適用する。
ただし、登録団体活動は入会してからでないと参加できない。

(退会)

第9条 会員は、自己都合により退会するときは、クラブが定める期日までに、クラブ所定の手続きを完了することにより、年度末日（以下「退会日」という。）をもって退会できるものとする。期日までに退会手続きをされない場合は自動継続となる。

(会員の除名)

第10条 会員が次の各号に該当する場合、クラブはその会員を除名することができる。

- (1) クラブの会則に違反した場合
- (2) クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、またはクラブ会員としてふさわしくない行動をした場合
- (3) 会費等の支払いを怠った場合
- (4) クラブに対し虚偽の申告・申出・届出等をしたことが判明した場合
- (5) 前各号の他、本クラブがクラブ会員としてふさわしくないと認めた場合

(変更事項の届出)

第11条 会員は、氏名、住所、電子メールアドレス等の連絡先、その他入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかにクラブが指定する手続きを行うものとする。

(諸会費の変更)

第12条 クラブは、第6条に基づいて会員が負担すべき会費等を変更することができる。ただし、会費については、2ヶ月前までに会員に告知するものとする。

(会則の改定)

第13条 1. クラブは、必要に応じて合理的な範囲で会則等の改定を行うことができる。なお、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。
2. クラブは、会則等の改定を行うときは、会則等を変更する旨、変更後の会則等の内容及び効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに会員に告知するものとする。

(損害賠償責任免責)

第14条 1. 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、クラブはその損害賠償の責を負わない。
2. クラブの事業内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それがクラブの責に帰すべき事由による場合を除き、クラブは責任を負わないものとする。
3. 会員間に生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、クラブの責に帰す事由の場合を除き、クラブは責任を負わない。

(会員等の損害賠償責任)

第15条 会員の責に帰す事由によりクラブまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

(事故の責任)

第16条 会員はクラブの活動に際しては、クラブスタッフ及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害、事故等が発生しても、クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険)

第17条 クラブ事業参加中、または開催敷地内で、傷害等があった場合にクラブ加入の傷害保険の範囲内で見舞金を支払う。この保険料については、会費・参加費に含まれる。

(個人情報保護)

第18条 本クラブは、クラブが保有する会員の個人情報を、クラブが運営する事業にのみ使用する。

附則

本会則は、令和4年4月1日より施行する。